令和5年3月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.23



3月に入り、少しずつ暖かくなってきました(*^^^-)

草木もだんだん花を咲かせ、春の訪れを感じます 出会いと別れの季節ですが、一期一会を大切に、日々 後悔のないよう懸命に生きていきたいものです。

さて、確定申告では早期資料回収にご協力いただき、誠にありがとうございました。 弊社では、事務所〆切が3月2日ということもあり、皆様のおかげで無事に終えることができました。 また来年も、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み *第6弾*

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。 決算時に担当者よりご案内しております『保障』について、弊社業務連携先の大同生命とジブラルタ 生命の活用方法をご紹介します。

大同生命

今回は、「がんステージ限定型」タイプ」をご紹介いたします。



こちらは、治療による離職期間の長期化やリタイアにつながりやすい、ステージ・期のがんや特定癌、急性心筋梗塞、脳卒中を最高2億円保障できるものです。

平均的な治療期間(株式会社 JMDC 調べ)が約3か月であるステージ 期のがんに対しても、最高500万円まで保障でき、必要な金額を低コストで確保できる保険になっています。

ジブラルタ生命

「養老保険福利厚生プラン」は、社員にはもちろん、経営者にとっても「関連する3つの税制」と「死亡保険金受取人」の点で、おすすめできるプランです。

関連する3つの税制「所得税」「相続税」「法人税」、今回は「所得税」をご案内致します。

【所得税】

~保険料にかかる所得税~

生命保険契約において、「契約者を法人」「死亡保険金受取人を社員・経営者の遺族」とする場合には、加入状況の普遍性によって、損金に算入する保険料が「給与・報酬」となる場合、ならない場合があります。「給与・報酬」となる場合は、被保険者に対して所得税がかかります。(関連通達;所得税基本通達 36-31)

社員や経営者を被保険者とする保険加入では、契約者を法人、死亡保険金 受取人を社員・経営者の 遺族とすると、加入に普遍性がない場合には給与課税となり、所得の高い経営者にとっては所得税の 負担がより大きくなります。「養老保険 福利厚生プラン」を活用することで、遺族に直接遺すことができる 死亡保険金を、社員はもちろん、経営者も所得税の課税なしで準備できます。

~ 退職金にかかる所得税~

「養老保険福利厚生プラン」では、死亡保険金受取人は社員・経営者の遺族、 満期保険金受取人は法人となっており、原則、満期保険金は被保険者の生存退職金として支給され ます

一時金で受取る生存退職金は、退職所得として所得税の優遇があります。

退職金(退職所得)にかかる税金は、長年の功労に報いるために、他の所得 より優遇されています。 社員はもちろん、経営者も退職金をしっかり準備しておくことで、税制上の優遇を受けることができます。 (関連法令:所得税法第30条)

保障について詳細が気になる方は、お気軽にご相談ください。

申告書の提出期限

提出月	3月	4月	5月
確定申告	1月決算	2月決算	3月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	7月決算 4月、7月、10月	8月決算 5月、8月、11月	9月決算 6月、9月、12月



アークグロー・パートナーズ税理士法人 [本社] 〒524-0042 滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1 TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474 [東近江市] 〒527-0021 滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号 TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717